

古代イスラエルにおける死刑考—石打刑—

On Capital Punishment in Ancient Israel : Stoning

赤井伸之

Akai Nobuyuki

要 約

ヨハネ福音書に記された「姦淫の女」の記事を手掛かりに、刑罰としての石打刑を考察する。この石打刑は古代イスラエルにおける死刑の一形態で、最も一般的なものとされていた。どのような犯罪類型に対して石打刑が科せられたか、また具体的にどのような方式で処刑が実施されたのかを、聖書とその周辺の記事に基づいて検討を加える。

Key Words :古代イスラエルの犯罪と刑罰、聖書法、死刑、石打刑、姦通

1. はじめに

新約聖書「ヨハネによる福音書」第7章53節～第8章11節の記事について、新共同訳聖書⁽¹⁾には小見出しの表題がついていて「わたしもあなたを罪に定めない」となっている⁽²⁾。われわれはこの記事を手掛かりに古代イスラエルの法的・社会生活を垣間見ていくことにしよう。

[⁵³] 人々はおのおの家へ帰って行った。¹ イエスはオリーブ山へ行かれた。² 朝早く、再び神殿の境内に入られると、民衆が皆、御自分のところにやって來たので、座って教え始められた。³ そこへ、律法学者たちやファリサイ派の人々が、姦通の現場で捕らえられた女を連れて来て、真ん中に立たせ、⁴ イエスに言った。「先生、この女は姦通をしているときに捕まりました。⁵ こういう女は石で打ち殺せと、モーセは律法の中で命じています。ところで、あなたはどうお考えになりますか。」⁶ イエスを試して、訴える口実を得るため

に、こう言ったのである。イエスはかがみ込み、指で地面に何か書き始められた。⁷しかし、彼らがしつこく問い合わせるので、イエスは身を起こして言われた。「あなたたちの中で罪を犯したことのない者が、まず、この女に石を投げなさい。」⁸そしてまた、身をかがめて地面に書き続けられた。⁹これを聞いた者は、年長者から始まって、一人また一人と、立ち去ってしまい、イエスひとりと、真ん中にいた女が残った。¹⁰イエスは、身を起こして言われた。「婦人よ、の人たちはどこにいるのか。だれもあなたを罪に定めなかつたのか。」¹¹女が、「主よ、だれも」と言うと、イエスは言われた。「わたしもあなたを罪に定めない。行きなさい。これからは、もう罪を犯してはならない。」]

ここに引用した物語から明らかのように、律法学者たちやファリサイ派の人々が、姦通⁽³⁾の現場で捕らえられた女を、神殿の境内で民衆に教えていたイエスのところに連れて来て、「先生、この女は姦通をしているときに捕まりました。こういう女は石で打ち殺せと、モーセは律法の中で命じています。ところで、あなたはどうお考えになりますか」(ヨハ8:4-5)と尋ねたという。この質問は、6節に明記されているように「イエスを試して、訴える口実を得るために」なされたものであった。すなわち、もしイエスがモーセの律法に従ってこの女を石で打ち殺せと答えたならば、日頃罪人をも赦す神の愛を説いていたイエスの教えとは矛盾し、周りにいた民衆たちはイエスに失望することになったかも知れない。また逆に、もしイエスがこの女をかばって「打ち殺してはいけない」と答えたならば、イエスがモーセの律法を否定することになり、それこそ律法学者たちやファリサイ派の人々の思うつぼで、イエス自身をモーセの律法を守ろうとしない反社会的な異端分子として、正に訴える口実を得ることが出来るのであった。

しかるに、いわば窮地に立たされた感のあるイエスが取った行動はどうであったかというと、「イエスはかがみ込み、指で地面に何か書き始められた」(ヨハ8:6)という。イエスが無言で始めたこの行動は、イエスの時代の地

中海世界では、質問事項に対する拒絶とそれからの自由の態度を示すものとして理解されるものであったという⁽⁴⁾。だがイエスを窮地に追いつめたい律法学者たちやファリサイ派の人々は、イエスにしつこく問い合わせた。これに対して「イエスは身を起こして言われた。『あなたたちの中で罪を犯したことのない者が、まず、この女に石を投げなさい』（ヨハ8：7）。この意外なイエスの問い合わせに、それまでは姦通の現場で捕らえられた女の「罪」をモーセの律法との関係で、女を被疑者・罪人として捉え、律法学者たちやファリサイ派の人々をはじめ、民衆を含めてイエスと女以外の皆は、その女の罪を糾弾すべき正義を実行する者として考えていたのに、このイエスの一言によって、まったく状況が変わってしまった。すべての人間は神の前に罪人であるという命題の前に立たされることになった人々は、人生経験豊かな「年長者から始まって、一人また一人と、立ち去って」、結局「イエスひとりと、真ん中にいた女」だけが取り残された。そこでイエスは、「わたしもあなたを罪に定めない」と、女の罪を赦したとされている。

この物語でイエスが言いたかったことは、律法学者たちやファリサイ派の人々に対して「うわべだけで裁くのをやめ、正しい裁きをしなさい」（ヨハ7：24）ということであったし、さらには、「あなたたちは肉に従って裁くが、わたしはだれをも裁かない。しかし、もしわたしが裁くとすれば、わたしの裁きは真実である。なぜならわたしはひとりではなく、わたしをお遣わしになった父と共にいるからである」（ヨハ8：15-16）ということであったとされる⁽⁵⁾。

この聖書に残された物語から古代イスラエルにおける法的生活の断片を伺い知ることが出来る。すなわち、

- (1) 姦通は犯罪として捉えられていたこと。
- (2) 姦通罪を犯した者は石で打ち殺されるとモーセの律法に定められていたこと。

しかるに、(a) どのような場合に姦通が犯罪とされたのか。(b) 石打刑

はどのようにして実行されたのか。また（c）この場面では姦通の女しか登場していないが、もちろん姦通の相手である男もいたはずだが、それはどうなったのか⁽⁶⁾。これらのこととも気になる事柄であるが、本稿では古代イスラエルにおける犯罪と刑罰という大きな枠組みの中の、姦通という犯罪に科せられる死刑の一類型としての石打刑という刑罰に焦点を当てて、膨大な聖書法のごく一部の考察を試みていくことにする。

【注】

- (1) 本稿において使用する「聖書」は、【引用・参照文献一覧】(以下、【文献】と略す) の《A》【1】である。
- (2) 1987 年の新共同訳聖書の発行以来古くは「姦通の女」という表題であったが、最近の版では本文に記したような表題「わたしもあなたを罪に定めない」に変わっている。しかも、〔 〕で括られていて何かいわくがありそうである。手元の注解書(【文献】の《B》【4】 541 頁、松永希久夫) によると、この記事は元来のヨハネ福音書には無かったもので、後代の付加であるからということで、注解もヨハネ福音書の末尾で取り扱われている。
- (3) 姦通あるいは姦淫とは、一般には結婚している男または女が、配偶者以外の者と性的関係を結ぶことを意味した(【文献】の《C》【3】 220 頁)。このような姦淫・姦通を犯した者については、いわゆる《モーセの十戒》において「姦淫してはならない」(出 20:14; 申 5:18) と規定されており、その処罰についてはレビ記 20:10 に「姦淫した男も女も共に必ず死刑に処せられる」とあるものの、処刑方法についての具体的な記述は申命記 22:24 で初めて「その二人を(中略) 石で打ち殺さねばならない」と明言している。なお、姦通は現行犯逮捕が原則であった。これは古代メソポタミアのハンムラピ法 129 条も同じで、二人は縛られて川に投げ込まれたが、姦通を犯した女の夫が嘆願すれば、国王による助命も可能であった(【文献】の《A》【3】 352 頁注 6 並びに【文献】の《F》【2】 415 頁による)。
- (4) 【文献】の《B》【10】 p. 629。
- (5) 【文献】の《B》【10】 p. 629。
- (6) 後で見るように、姦通の現場を取り押さえられた場合、当事者は、審理の末その姦通

が事実と判明したならば、男女とも有罪として石打刑により処刑された。またもし姦通が町の中での出来事であれば、原則通り男女とも処刑されるが、もし姦通が町の外での出来事であれば、男だけが処刑されることになっていた（後述3.2.8参照）。つまり、女だけが姦通罪で処刑されるということではなく、女が処刑される場合には必ず男も一緒にいた。それゆえ、「ヨハネによる福音書」の物語で姦通の現場で捕らえられたとして連れてこられたのが女だけであったということは、まさしく「イエスを試して訴える口実を得るために」仕組まれた巧妙な罠であったと考えざるをえない。

2. 聖書の死刑考

新共同訳の聖書には上述のように小見出しが付けられており、類似の小見出しが付けられていることもあるが、旧約聖書のレビ記第20章の冒頭には聖書の中で唯一「死刑に関する規定」という小見出しが付けられている。

死刑に関する規定

¹ 主はモーセに仰せになった。

² イスラエルの人々にこう言いなさい。イスラエルの人々であれ、イスラエルに寄留する者であれ、そのうちのだれであっても、自分の子をモレク神にささげる者は、必ず死刑に処せられる。国の民は彼を石で打ち殺す。³ わたしは、その者にわたしの顔を向け、民の中から断つ。自分の子をモレク神にささげ、わたしの聖所を汚し、わたしの聖なる名を冒涜したからである。⁴ もし、国の民が、自分の子をモレク神にささげる者を黙認し、殺さないならば、⁵ わたしがその者と家族に顔を向け、彼および彼に倣ってモレク神を求めて淫行を行うすべての者を民の中から断つ。

⁶ 口寄せや靈媒を訪れて、これを求めて淫行を行う者があれば、わたしはその者にわたしの顔を向け、彼を民の中から断つ。

⁷ 自らを清く保ち、聖なる者となりなさい。わたしはあなたたちの神、主だからである。

⁸ わたしの掟を忠実に守りなさい。わたしは主であって、あなたたちを聖

なる者とする。

⁹ 自分の父母を呪う者は、必ず死刑に処せられる。父母を呪うことは死罪に当たる。

¹⁰ 人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する者は姦淫した男も女も共に必ず死刑に処せられる。

¹¹ 父の妻と寝る者は、父を辱める者であるから、両者共に必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる。

¹² 嫁と寝る者は両者共に必ず死刑に処せられる。この秩序を乱す行為は死罪に当たる。

¹³ 女と寝るように男と寝る者は、両者共にいとうべきことをしたのであり、必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる。

¹⁴ 一人の女とその母とを共にめとる者は、恥ずべきことをしたのであり、三者共に焼き殺される。あなたたちの中に恥ずべきことがあってはならない。

¹⁵ 動物と交わった男は必ず死刑に処せられる。その動物も殺さねばならない。

¹⁶ いかなる動物とであれ、これに近づいて交わる女と動物を殺さねばならない。彼らは必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる。

¹⁷ 自分の姉妹、すなわち父または母の娘をめとり、その姉妹の裸を見、女はその兄弟の裸を見るならば、これは恥ずべき行為であり、彼らは民の目の前で断たれる。彼は自分の姉妹を犯した罪を負わねばならない。

¹⁸ 生理期間中の女と寝て、これを犯した者は、女の血の源をあらわにし、女は自分の血の源をあらわにしたのであって、両者共に民の中から断たれる。

¹⁹ おばを犯してはならない。彼らは、肉親を辱める行為の罪を負わねばならない。

²⁰ おばと寝て、おじを辱めるならば、罰を受け、男も女も子に恵まれることなく死ぬ。

²¹ 兄弟の妻をめとる者は、汚らわしいことをし、兄弟を辱めたのであり、

男も女も子に恵まれることはない。

²⁷ 男であれ、女であれ、口寄せや靈媒は必ず死刑に処せられる。彼らを石で打ち殺せ。彼らの行為は死罪に当たる。

ここで規定されている死刑に該当する犯罪の類型は、大別すると①異教礼拝の罪（1-6,27 節）、②父母を呪う罪（9 節）③性的な罪（10-21 節）の三つであり、最後の部分は④結びの勧告⁽¹⁾（7-8,22-26 節）となっている。

そこで、このうち結びの勧告の部分を除いたレビ記 20：1～21 と同 27 節に規定された短い箇所から、①自分の子をモレク神にささげるなどの異教的礼拝の罪を犯した場合、②父母を呪った場合、それに③いわゆる近親相姦や性に関する罪を犯した場合に、どのような刑罰が下されることになるかを見ていこう。

この箇所に現れる刑罰に相当すると思われる語句は、以下の通りである。

- (1) 「死刑に処せられる」 מַوָת יְהוָה (レビ 20：2, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 27)
- (2) 「石で打ち殺す」 בְּאָבִן יְרֹגֶם (レビ 20：2,27)
- (3) 「顔を向け」 אֶתְנָן אֶתְפָנִים (レビ 20：3,5,6)
- (4) 「民の中から断つ」 וְהַכְרֵתִי אֲתָּה מִקְרָב עַמּוֹ (レビ 20：3,5,6,18)
- (5) 「死罪に当たる」 בָו מְמוֹן בָו (レビ 20：9,11,12,13,16,27)
- (6) 「焼き殺される」 בְּאָשָׁר פָאֵר (レビ 20：14)
- (7) 「子に恵まれることはない」 יְלַשְׂאֹן עָרִירִים יְמַתּו (レビ 20：20,21)

これらの表現の中で、具体的な刑罰方法を示していると思われるのは、(2) の「石で打ち殺す」と(6)の「焼き殺される」⁽²⁾だけで、他の表現のうち、(1)の「死刑に処せられる」⁽³⁾や(2)の「民の中から断つ」⁽⁴⁾については、モレク神礼拝の場合に「石で打ち殺す」と2節に明記されている以外は、具体的な処刑の方法が不明である。また、(5)の「死罪に当たる」はその

全ての場合において「死刑に処せられる」と同時に使用されている用語であるところから、死刑に該当するそのような犯罪行為を「死罪に当たる」と確認している用法ではないかと推測される⁽⁵⁾。さらに（3）の「顔を向け」⁽⁶⁾や（7）の「子に恵まれることはない」⁽⁷⁾という表現については、「死刑に関する規定」としてまとめられているこの箇所には不似合いな印象を抱かせるものかも知れない。しかしながら、旧約の時代にあっては、子に恵まれること、すなわち子どもが生まれるということは、神の恵み・祝福が与えられるしと考えられ、逆に子どもが生まれないことは、神の祝福から見放され、殊に女性にとっては恥ずかしい思いをさせられるものであったことを考慮に入れると、当時の人々にとっては、単なる脅し以上の、重要な重みを持った言葉として受け取られていたと考えられる。

①自分の子をモレク神にささげるなどの異教的礼拝の罪を犯した場合

（1）モレク神礼拝

モレク神なる異教の神を礼拝してはならないことは、すでにレビ記18章で禁じていたが⁽⁸⁾、そこでは具体的な罰則を規定していなかったので、レビ記20章で改めて取り上げてその処罰方法を詳細に論じている⁽⁹⁾。

そもそもモレク神とは、アンモン人の神で、「恥すべき王」という意味の偶像で、これに子供を殺してから火に焼いて犠牲にした祭儀であったという。ソロモンによって建てられたモレクの神殿は、エルサレムの南方のベン・ヒノムの谷のトフェトに築かれていた。ユダの王アハズ（王下16：3）やマナセ（王下21：6）も、戦争の危機に際して自分の子を捧げたこの異教の祭儀は、預言者エレミヤによって厳しく断罪された（エレ32：35）。

（2）口寄せ・靈媒

口寄せ・靈媒とは、神の靈や死者の靈と直接交流を行う能力があると信じられている者やその者がなす行為をいう。このような者やその行為の存在については旧約聖書に散見される⁽¹⁰⁾が、このような呪術的な慣習はイスラエルの信仰と相容れないため、律法において厳しく禁じられ（レビ19：31、

20:6, 27; 申 18:11), その者に対する処罰方法が石打刑であった(レビ 20:27)。

②父母を呪った場合

レビ 20:9には「自分の父母を呪う者は、必ず死刑に処せられる。父母を呪うことは死罪に当たる」と規定され、自分の父母を呪うことは死を招く重大事であった⁽¹¹⁾。

「呪う」の原語 **לֹא לְקַרְבָּנָה** は「軽んずる」であり⁽¹²⁾、反対に「敬う」の原語 **לְקַרְבָּנָה** は「重んずる」である⁽¹³⁾。大家族の秩序を正しく保つ根本は父母を敬うことにある。それゆえ、家族内の性関係の違反行為は父母を軽んじることに端を発すると言っても過言ではない。

③いわゆる近親相姦や性に関する罪を犯した場合

旧約聖書に現れる族長時代における古代イスラエルの家族は、一般的に親、子、孫、兄弟姉妹といった者たちが同居し、さらには父の妻たち、父の姉妹たち、父の娘たち、息子たちとその妻たち、父の孫娘たちといった一族郎党・血縁集団が共同生活を営む一大家族を構成していた。従って、同居する近親・縁者の間での性的関係が問題となることが必然的に発生する場合があった。このことは天幕生活時代だけに限らず、カナンでの定住生活が始まってからでも状況はあまり変わらなかったようである⁽¹⁴⁾。このような状況の中で、「近親相姦に関する十戒」とも呼ばれる、近親・縁者の間で性的な関係を持つことを禁ずる戒めがレビ記 18:7-18 に規定されている⁽¹⁵⁾。

しかるに、レビ記 18 章では禁止事項が列挙してあるのみで、もしそれらの禁止事項に違反して罪を犯した場合にどのような刑罰を受けるのかについての規定がなされていなかったので、レビ記 20 章ではレビ記 18 章で列挙された禁止事項のうち幾つかのケースについて厳しく断罪することを明言している⁽¹⁶⁾。それに加えてレビ記 20 章には、人の妻すなわち隣人の妻との姦淫(10 節)⁽¹⁷⁾、いわゆる同性愛・男色をする者(13 節)⁽¹⁸⁾、さらには、

いわゆる「獸姦」⁽¹⁹⁾にふける男も女もまたその動物も殺された（15,16節）。

【注】

- (1) 「聖なる者となりなさい」は、神の定める禁令を忠実に守り、聖なる神にならって民が聖なる者となるようにと勧告している。
- (2) 「焼き殺される」とあるが、恐らく焼かれる以前に、彼らは石で打ち殺され、その後で焼かれたであろうと言われている（【文献】の《B》【1】232頁、加納政弘「レビ記」）。恐らく最も呪われて、葬りがなされないことが意図されていたと思われる。
- (3) 「必ず死刑に処せられる」これは古い断言法的表現であるが、以下に続く性関係の場合は条件法的内容となっている。すなわち、「…する者は」で始まっている（レビ 20：10-15, 17-18, 20-21）。
- (4) 「民の中から断つ」とは、死刑に処せられた後、その遺体が先祖の墓に葬られないことを意味したという。これがなぜ意味を持ったのかというと、古代イスラエルの人々にとっては、「先祖の列に加えられる」（創 25：8；35：29；49：29）ことが神の祝福として觀念されていた時代に、その祝福を受けられないとされたからである。なお「先祖の列に加えられる」とは、世代を越える家族的集団の一員として先祖の墓に埋葬されることを意味する定型的表現であった。
- (5) 「死罪に当たる」の原文は「その血は彼（彼ら）の上にある」であり、この表現は元来、人を殺害した者が返り血を浴びたその血が殺人犯の証拠となつたところから来ていると言われる（【文献】の《B》【1】232頁、加納政弘「レビ記」）。なお、この言葉は、裁判の判決の言葉であったという。
- (6) 神が誰かに「顔を向け」るのは、祝福の場合（民 6：25,26）と裁きの場合（レビ 17：10）とがある。神が「顔を向け」、それによって人が神を顔と顔とを合わせるように見ることは、死を招くものと觀念されていた（創 32：31；出 3：6；19：21；33：20）。それゆえ、神が積極的にその「顔を向け」るのは、人への断罪を意図していた。
- (7) 子どもの誕生が神の祝福と意識されていたことについては、創 1：28 や申 7：14 参照。また、子どもが生まれないことが神の祝福から見放されたものと意識され、その故に女性は心の重荷を負っていたことについて、創 30：1；サム上 1：6,10-11；ルカ 1：

24-25 参照。

- (8) 「自分の子を一人たりとも火の中を通らせてモレク神にささげ、あなたの神の名を汚してはならない。わたしは主である。」(レビ 18:21)
- (9) レビ 20:2-5。モレク神礼拝をする者に科せられる刑罰である石打刑については、3.2.1 参照。
- (10) サム上 28:1-25；王下 21:6；歴下 33:6；イザ 8:19；19:3。
- (11) 同様の趣旨の文言は、出エジプト記 (21:17) や申命記 (27:16) にも見えるが、特に出エジプト記の規定は、いわゆる『契約の書』の中にあり「死に値する罪」という表題の下に置かれている。
- (12) 【文献】の《C》【6】p.800。【文献】の《C》【8】p.886-887。
- (13) 【文献】の《C》【6】p.426。【文献】の《C》【8】p.457。
- (14) 【文献】の《B》【1】228 頁、加納政弘「レビ記」参照。
- (15) 【文献】の《B》【1】229 頁、加納政弘「レビ記」。そこに明記されているのは (1) 実の母 (7 節) (2) 継母つまり父の妻 (8 節) (3) 父ないし母の娘、つまり血のつながった姉妹 (9 節) (4) 息子の娘つまり孫娘 (10 節) (5) 父の妻の娘 (11 節) (6) 父方のおば (12 節) (7) 母方のおば (13 節) (8) おじの妻 (14 節) (9) 義理の娘つまり息子の妻 (15 節) (10) 義理の姉妹つまり兄弟の妻 (16 節) (11) 女性と共にその娘と、あるいは彼女の息子や娘の娘 (17 節) (12) 妻の存命中にその姉妹 (18 節) である。
- (16) 前注 (15) の分類に従うと、(1) と (2) は、20:11 で、(3) は 20:17 で、(6), (7), (8) は 20:19-20 で、(10) は 20:21 で、(11) は 20:14 でそれぞれ処断されるべきことが明記されている。
- (17) この一般的な姦淫禁止規定は、対象が近親者でないので上記の「近親相姦に関する十戒」の分類中には当然含まれていないが、罰則を含まない類似の規定はレビ記 18:20 に見えるほか、いわゆる「モーセの十戒」などにも規定されている（出 20:14 (= 申 5:18), 17; 申 22:22; エゼ 22:11)。
- (18) ここで取り上げられている同性愛・男色を禁止することについては、レビ記 18:22 に罰則規定を含まない形で規定がなされている。しかるにそこの文言中にある「いとうべきこと」というのは、原語で **תְּבָנָה** といい、同性愛・男色という不自然な行

為は、子孫を残すという創造の秩序に反しているがゆえに、民族のアイデンティティーを保つためには、同性愛・男色を意識的に遮断する意図をもって用いられた語であったとされる。【文献】の《B》【2】457頁参照。

(19) 古代オリエントのギルガメシュ叙事詩の中に、主人公の一人エンキドウが聖娼シャムハトと初めて性交渉をするまでは、いわゆる獸姦を常としていたらしいことをうかがわせる記述がある（【文献】の《G》【1】13-16頁参照；【文献】の《G》【2】139-140頁参照）。またヒッタイト法では、特定の動物との獸姦は認められていたと言われると【文献】の《B》【2】457頁には注解されているが、【文献】の《E》【2】pp. 188-197のThe Hittite Laws (Translator: Albrecht Goetze) によると、その187条と188条が獸姦に関する規定であるが、それを読む限りそのような行為は死刑に相当するもので、当該行為者は原則殺されることになっていた。しかるに最終判断を下すのは王であつたらしく、場合によっては王が当該行為者を助命することもあった。そのような場合でも当該行為者は王に嘆願することは許されていなかったという。一方、イスラエルではどんな動物との性的交わりも禁じられ、例によってレビ記18：23で獸姦の警告がなされ、死刑をもって罰せられた（出22：18；レビ20：15-16）。

3. 石打刑をめぐって

3. 1 石打刑の定義

石打刑は、旧約時代のみならず新約時代においても「死刑」の最も一般的な形態であったとされている⁽¹⁾。そもそもなぜ石が処刑の手段として用いられたのかという疑問に対しては、イスラエルとシナイの荒野の地域は石の多い土地であり、石は常に手近にあり、石を投げつけることは、民衆の本能的な怒りの一般的な表現方法であり、それゆえ、司法的な手続による死刑執行の他に、私刑の手段としても用いられたという⁽²⁾。

ところで石打刑に関するヘブライ語とギリシア語を見ておこう。それぞれ2語ずつあることが知られている⁽³⁾。まずヘブライ語のנִגְרָהは、文字通りには「石を投げつけて殺すこと」を意味するものとして捉えられている⁽⁴⁾。もう一つのלֶכֶדも「石を投げつけて処刑すること」を示すのに慣習的に用

いられたとされている⁽⁵⁾。次にギリシア語のλιθαζωは、「石打ちの刑にする, 石で打つ, 石を投げる」の訳語が当てられている⁽⁶⁾。もう一つのλιθοβολεωについては「石で打ち殺す, 石打ちの刑にする」の訳語が当てられている⁽⁷⁾。

3.2 石打刑の適用対象

さて, 石打刑が適用される犯罪はどのようなものであったであろうか。石打による処刑は, 神の権威あるいは人間の権威が挑戦されるたいていの重犯罪に対して用いられた。すなわち, そのような犯罪は, 神や社会に対する「大逆罪」の行為を構成した。聖書の中から石打ちが実行されたケースを検討し分類すると以下のようになる。

3.2.1 他の神々への礼拝あるいはそうするようにと民衆を誤導する者

第1のカテゴリーは, 前章2. の①(1)でも検討したモレク神礼拝などの異教礼拝に関するもので, そのような異教礼拝を実行した者については, その実行行為の故に石打刑に処せられるのみならず, 家族や友人に対して, 異教の神々を礼拝するように誘引する行為についても石打刑による処罰対象とされた⁽⁸⁾。なお, 当然のことながら, 当該被疑者が異教礼拝の実行者・誘因者であるかどうかについては慎重に吟味することが要請されている(申17:6)。

3.2.2 神への冒涭

第2のカテゴリーは, 唯一神ヤーウェの名を呪うなどの行為により神を冒涭した者に関するものである⁽⁹⁾。ところでレビ24:14には「冒涭した男を宿営の外に連れ出し, 冒涭の言葉を聞いた者全員が手を男の頭に置いてから, 共同体全体が彼を石で打ち殺す。」となっているが, そこに規定されているように, 石打刑を執行する共同体全体の内, 冒涭の言葉を聞いた者は残らず, 冒涭した男の頭に手を置くとされているが, その意味するところは何

であるのか。一つの注解書には、これは雄山羊の頭に手を置いてイスラエルの民の罪を雄山羊に背負わせるというレビ記 16:21-22 の贖罪の日のスケープゴートの儀礼を念頭に置いて、澆神的な言葉を聞いたために生じた穢れを冒澆者自身に移すためか、あるいは単に罪責の所在を明示するためかとコメントしている⁽¹⁰⁾。また別の注解書では、とりわけ神への冒澆のように、主として話されたことを聞き取ることから成る行為を含んでいる場合には、証言の形式だけでなく、聞くことを重視している。それゆえ、人は宣誓を聞いたと証言する。逆に言えば、宣誓を実際に聞かなかった人は、それに拘束されることがないのである。さらに、共同体全体は、神への冒澆を根絶させる責任があった。それゆえ、たとえ冒澆が一個人によってなされたものであっても、逆に共同体の一人一人に影響するので、そのような神への直接的な侮辱は、神の怒りを引き起こす。従ってレビ記 1:4 を引きつつ、手を置くことは、民の罪の移譲を象徴すると共に、儀式的かつ法的な機能を持っていたとコメントしている⁽¹¹⁾。

3.2.3 口寄せや靈媒

第3のカテゴリーは、前章 2. の① (2) で検討した口寄せ・靈媒である。この者たちの存在自体が石打刑の対象とされたのみならず、口寄せ・靈媒を訪れて死者の意志を聞きただそうとするような者については、石打刑という文言は明確にされていないものの、「民の中から断つ」と規定されている⁽¹²⁾。

3.2.4 安息日の違反

第4のカテゴリーは、いわゆるモーセの十戒にも明記されている安息日の遵守規定に違反した者の処置に関するものである。そもそも十戒には安息日について、「心に留め、これを聖別せよ」(出 20:8; 申 5:12) とまず大原則が提示され、神の創造の業に倣って七日目を主の安息日として、被造物である人間も奴隸も家畜もそれぞれの労働を休むことが要請された。その後聖書とりわけ出エジプト記の中には「安息日」(出 23:12-13) あるいは

「安息日の厳守」（出 31：12-17；出 35：1-3）に関する規定が置かれ、この最も厳かな安息日に仕事をする者はだれでも必ず死刑に処せられるとまで命じられていた（出 31：15）。しかるにバビロニア捕囚後、エルサレムに帰還した人々の間で、安息日が軽く考えられていたという実態を目の当たりにしたネヘミヤにより改革を実行したという報告が記録されている⁽¹³⁾。こうした経緯を経て、ユダヤ教のラビたちは安息日遵守の律法を形成していった⁽¹⁴⁾。この安息日遵守という大命題を振りかざす律法学者たちの頑迷固陋な態度に挑戦し「安息日は、人のために定められた。人が安息日のためにあるのではない」（マコ 2：27）あるいは「安息日に律法で許されているのは、善を行うことか。悪を行うことか。命を救うことか、殺すことか」（マコ 3：4）と言って、安息日にも積極的に福音宣教の活動を行ったイエスは、結局神の教えを守らない者として、ユダヤ人支配者層の逆鱗に触れて、イエスを社会から抹殺することが彼らの焦眉の急となつたことは、新約聖書の随所に見出すことが出来る⁽¹⁵⁾。

ところで民数記 15：32-36 には「安息日の違反」という小見出しの下に、ある男が安息日に薪を拾い集めていたという事件を起こしたというのである。本来、薪を集めることは些細なことであり、それ自体は決して悪いことではないのであるが、聖別して労働を休むべき安息日にそれをしたことが罪になるのであった。安息日を破ったその男は、モーセとアロン及び共同体全体の前に連れて来られた。しかし「どうすべきか、示しが与えられていなかったので、留置しておいた」という。出エジプト記では明確に、安息日を遵守しないで仕事・労働をする者は「死刑に処せられる」⁽¹⁶⁾ と言われているので、留置しておいた理由については、どのような方法によって「死刑に処せられる」かがはっきりしていなかったと考えるべきであろう。レビ 24：12 にも、主の判決が示されるのを待つ間、被疑者を留置しておいたという記事が見られる⁽¹⁷⁾。

3.2.5 エリコの町の掠奪品を保持・隠匿すること

第5のカテゴリーは、ヨシュア記7章全体に「アカンの罪」という小見出しでまとめられている記事に関するものである。イスラエル軍がエリコを占領したとき⁽¹⁸⁾、アカンはヨシュアに命じられた言葉⁽¹⁹⁾を無視し、金、銀、それに美しいシンアルの上着を盗んで私物化していた。そのために神の怒りを買い、エリコの次に攻撃の目標としたアイの攻略に失敗した。このためにヨシュアをはじめ人々の心は挫けたが、主は敗北の原因はイスラエルの罪にあると一喝された⁽²⁰⁾。そこで犯人探しが進められた結果、アカンが指摘を受け、アカンは罪を自白した。その自白に従って天幕の地下に隠されていた隠匿物が明るみに出された。人々はアカンのこのような行為がイスラエル全員の危機につながる原因になったと怒り、「アカンに石を激しく投げつけ」⁽²¹⁾、「アカンの上に大きな石塹を積み上げた」⁽²²⁾。

3.2.6 両親への不服従

第6のカテゴリーには二種類ある。まず初めは、申命記21章に紹介されている「わがままで、反抗する息子」の処置に関するものである⁽²³⁾。この息子は、父母の言うことも聞かず⁽²⁴⁾、戒めても聞き従わないので、息子を取り押さえて、町の長老のもとに突き出して、その息子のすさんだ状況を訴え、それに対する対応策を懇願している。しかしながら、その後の町の長老たちによる審理や判決の記述は省略されて抜けており、いきなり町の住民たちによる石を投げつけての処刑が記録されている⁽²⁵⁾。

第6のカテゴリーの2番目は、申命記22章に紹介されている「父の家で姦淫を行った娘」の処置に関するものである⁽²⁶⁾。すなわち、この娘はある男と結婚したが、後にこの男に嫌われ、結婚した時に「処女の証拠」が無かったという非難がなされた。これに対して娘の両親は、娘が処女であったという証拠の布を町の長老たちに提示して、男の非難は虚偽であると証言した⁽²⁷⁾。この証言が認められるならばよいが、男の非難が確かに信憑性があると判断された場合、娘は結婚の時には処女でなかったと推定された。

恐らく両親は娘を結婚までは処女として育てて、未来の夫に娶ってもらうようになると、家庭内教育も怠らずに行ってきたであろうに、娘は親の心子知らずで、遊び惚けてしまったのであろう。このような娘は、「父の家で姦淫を行つて」⁽²⁸⁾「愚かなことをした」⁽²⁹⁾ ゆえに「悪」⁽³⁰⁾として取り除かれねばならないものとされた⁽³¹⁾。

3.2.7 不敬行為

第7のカテゴリーは、列王記上21章に「ナボトのぶどう畠」と題された記録に関するものである。ナボトはイズレエル人⁽³²⁾でアハブ王⁽³³⁾の宮殿のそばにぶどう畠を持っていた。アハブはこれを譲ってくれるように話を持ちかけたが、ナボトは「先祖から伝わる嗣業の土地を譲ることはできない」⁽³⁴⁾とこれを拒んだ。この言葉に機嫌を損ねた王は立腹して宮殿に帰り、ふてくされていた。妻のイゼベル⁽³⁵⁾に「今イスラエルを支配しているのはあなたです。わたしがナボトのぶどう畠を手に入れてあげましょう。」⁽³⁶⁾となじられ、以後はイゼベルの主導で事態が進行していった。すなわち、イゼベルは、王アハブの名で手紙を書き、それをナボトのいる町の長老と貴族に送った。その手紙の内容は、(a) 断食を布告すること⁽³⁷⁾。(b) ナボトを最前列に座らせ公判にかけること。(c) 二人の証人を立て偽証させること⁽³⁸⁾。(d) ナボトを石で打ち殺すことであった⁽³⁹⁾。これはあまりにも強引な要求であったが、名宛人となったその町の人々や長老と貴族たちは、イゼベルが命じたとおりに行ったと記されている⁽⁴⁰⁾。

3.2.8 姦淫・姦通

第8のカテゴリーは、レビ記20:10や申命記22:22-29に代表される姦淫・姦通に関するものである⁽⁴¹⁾。まず申命記の記事は、姦通のケースを査定する際に、経験則を織り込んで、個々のケースに分類して検討している。すなわち、(1) 男が女を口説いて同意を得たのか、(2) 同意のないままに強姦・レイプをしたのか。(1) の場合は、姦淫を行つたものとして、男女とも処

刑された⁽⁴²⁾。(2)の場合には、その現場が(a)町の中であったのか、それとも(b)人通りの少ない郊外の野原であったのか、によって対応を異にしている。すなわち、(a)の場合には男女とも処刑されたが⁽⁴³⁾、(b)の場合には、男だけが有罪とされ、女は無罪とされた⁽⁴⁴⁾。しかしながら、このような分類が不完全なものであることは古来より指摘され、たとえ野原で男女が出会ったとしても、女の推定無罪は無条件では採用されず、一定の要件を具備することが必要であると考えられた⁽⁴⁵⁾。また、申命記が例に挙げているのは、人妻よりも婚約中の処女と未婚の処女に注目して取り扱っているケースが多い⁽⁴⁶⁾。

3.2.9 人を突く癖のある牛と時にはその所有者

第9のカテゴリーは、人を突いて死に至らしめた牛や、その牛に人を突く癖があり、所有者は警告されていたのに、それを守らずに、もし人を死に至らしめた場合には、牛だけでなく所有者も死刑に処せられたという規定に関するものである。この規定は出エジプト記21：28-32にあるが、そこには人間を攻撃して殺人を犯す牛を含む3つのケースを含んでいる。その3つのケースとは、(1)以前からその牛に何らのどう猛さの記録もない場合、(2)その牛にどう猛な過去があり、その所有者に警告がなされていた場合、(3)その牛が角で奴隸を突いた場合である⁽⁴⁷⁾。

3.2.10 神が顕現する山に近づき過ぎた人や家畜

第10のカテゴリーは、イスラエルの人々がシナイ山の麓に宿営し、モーセが一人山に登っている間、民や獣が山の周囲の境界に触れないようにと命じられた（出19：12）が、その禁令を犯した場合に関するものである⁽⁴⁸⁾。違反者に対しては、「その人に手を触れずに、石で打ち殺すか、矢で射殺さねばならない。獣であれ、人であれ、生かしておいてはならない。」（出19：13）と規定されている。

3.3 石打刑の処刑場所

石打刑は通常どこで執行されたのであろうか。それについては、唯一の例外を除いて、極刑は普通、宿営あるいは町の外で行われたとされている⁽⁴⁹⁾。このことは例えば、「宿営の外に連れ出し」(レビ 24:14),「宿営の外で」(民 15:35),「宿営の外に連れ出して」(民 15:36)あるいは「町の門に引き出し」⁽⁵⁰⁾ (申 17:5),「町の外に引き出し」(王上 21:13)などの表現からも明らかである。唯一の例外とされるのは、3.2.6 すなわち前節の第6のカテゴリーの2番目で紹介した「父の家で姦淫を行った娘」の場合で、この娘に対しては「父親の家の戸口に引き出し」(申 22:21) て、町の外ではなく、その場で石打刑が執行された⁽⁵¹⁾。

3.4 石打刑の執行人

次に考えるべきは、石打刑は誰が執行したのかという問題である。それについては「冒瀆の言葉を聞いた者全員が手を男の頭に置いてから、共同体全体が彼を石で打ち殺す」(レビ 24:14) に典型的に示されているように、常に共同体全体によって石打刑の執行がなされた⁽⁵²⁾。しかるに、石を投げつけることが出来た者たちならてんでんばらばら・順不同に石を投げつけたかというと、そこは一定のルールがあり、審理の末に被疑者の死刑が確定することに重要な役割を演じた証人が最初に手を下すことになっていた⁽⁵³⁾。無論、証人は一人ではなく、二人以上いなければ石打刑の執行は出来ないことになっていた⁽⁵⁴⁾。なお、3.2.6 すなわち前節の第6のカテゴリーにおける「両親」は石を投げたのであろうか。極めて興味深い問題であるが、その回答は否定的である⁽⁵⁵⁾。

3.5 石打刑の処刑方法

前項3.4に述べた如く、その犯罪の証人が最初の石を投げ、共同体の残りの人々がそれに続いた(申 17:7)。このように、その罪に応じて共同体の連帯責任を取らせる形で刑の執行が行われた。なお、証人たちは、石打刑

が始まる前に、犯罪者の頭の上に手を置いたことについては前述した⁽⁵⁶⁾。

聖書に規定された石打刑の処刑手続は、後のユダヤ教において詳細化されていった。すなわち、死刑を宣告された者は刑場へ連れて行かれるが、その途中、お触れ役・伝令（廷吏）が「誰それの息子誰それが、これこれしかじかの罪を犯したので、石打刑に処せられる。そして誰それと誰それが彼に対する証人である。もし、いやしくも彼の無罪のための根拠を知っている者がだれかいるならば、来て彼のために主張・弁護せよ。」と呼び掛け（宣告・布告し）ながら彼の前を歩いて行った」（ミシュナ・サンヘドリン6：1）⁽⁵⁷⁾。「彼が石で打たれる場所から約10キュビトのところ⁽⁵⁸⁾に来たとき、彼らは次のようによく言ったものだ。「お前の告白をせよ。」⁽⁵⁹⁾ というのは死刑判決を下された者に告白をさせることが彼らのやり方であったからだ」（ミシュナ・サンヘドリン6：2）。そして、「彼が石で打たれる場所から4キュビトのところに来たとき、彼らは彼の着ている衣服をはぎ取った⁽⁶⁰⁾。彼らは男の前を被ったが、女は前と後ろを被った⁽⁶¹⁾。そのようにラビ・ユダは言う⁽⁶²⁾。しかし賢人たちは次のように言う。すなわち、男は裸で石打たれるが、女は裸では石打たれない、と」（ミシュナ・サンヘドリン6：3）。

石打の場所は人の背丈の倍の高さ⁽⁶³⁾の所であった。証人の一人が彼の腰を押して落とした・倒した。もし彼がうつ伏せにひっくり返ったならば、その証人は彼を再びひっくり返して上向けにした⁽⁶⁴⁾。もし彼がすぐに死んだならば⁽⁶⁵⁾、それで十分である。しかもししそうでないならば、第2の証人が石を取って、それを彼の心臓を目がけて落とした⁽⁶⁶⁾。もし彼がそれによつてただちに死んだならば、それで十分である。しかもししそうでないならば、彼は全イスラエルによって石を投げつけられた。というのは、次のように書いてあるからである。すなわち「死刑の執行に当たっては、まず証人が手を下し、次に民が全員手を下す」（申17：7）。

「石を投げつけられた者はすべて、後に木につり下げられ〔絞首刑にされ〕なければならない。そのようにラビ・エリエゼルは言う。しかし賢者たちは次のように言う。すなわち、神を冒涜する者と偶像礼拝者を除いて誰も木に

つり下げられ（絞首刑にされ）ないと。男は彼の顔を人々の方に向けてつり下げられるが、女はその顔を絞首台に向けてつり下げられる。そのようにラビ・エリエゼルは言う⁽⁶⁷⁾。しかし賢者たちは次のように言う。すなわち、「男はつり下げられるが、女はつり下げられない」（ミシュナ・サンヘドリン6:4）。「彼らが彼を埋葬するためには、彼の先祖の墓地・埋葬地にではなく⁽⁶⁸⁾、法廷によって準備された2つの墓地・埋葬地の一つに埋葬された。一つは打ち首にされたか絞首刑にされた者たちのための墓地・埋葬地、もう一つは石打刑にされたか火あぶりにされて殺された者たちのための墓地・埋葬地であった」（ミシュナ・サンヘドリン6:5）。「肉が衰弱・腐敗してしまったときには、彼らは骨と一緒に集め、それらをしかるべき家族の墓地に埋葬した。彼が処刑された直後に、重罪犯人の親族らが来て判事たちや証人たちのご機嫌を伺い、「我々はその心にあなた方に対して何も抱いていません」⁽⁶⁹⁾。なぜなら、あなた方は真実の裁きを裁かれたからです。」と言うかのように挨拶した⁽⁷⁰⁾。そして、彼らは喪に服さなかつたが⁽⁷¹⁾、深い悲しみに浸つた・悲嘆にくれた⁽⁷²⁾。というのは、悲嘆・深い悲しみは心の中にのみふさわしい場所を持つからである⁽⁷³⁾」（ミシュナ・サンヘドリン6:6）。

3.6 石打刑の意義

本章において考察してきた「石打刑」すなわち、石打に該当する犯罪に対して、聖書の定める通りに刑を執行することは、古代イスラエル社会において、どのような意義を持っていたのか。まずそのような犯罪は、神や社会に対する重大犯罪行為として認識されていた。たとえその犯罪行為が一個人によって犯されたものであっても、やがては共同体の一人一人に影響すると考えられた⁽⁷⁴⁾。それゆえもしこれを見落とすならば、犯罪者は共同体全体による刑罰を惹起するか、共同体の安定性を弱体化させる可能性があった。だからこそ、そうならない間に、犯罪者を共同体の安全を脅かす者とみなして⁽⁷⁵⁾、その犯罪の芽を速やかに摘むという手段に出たのである。これらの犯罪に対する石打刑による刑罰は、共同体構成員全體が参加することを可能にし、そ

れによってその犯罪に対する憎しみと、社会の安定性を危うくするものとして提起された脅威に対する共同体の激怒を表明したのみならず、共同体構成員に対する犯罪の抑止的効果についても指摘されている⁽⁷⁶⁾。イスラエルやシナイの荒野の地域は石の多い土地であるため、投石に用いられる石は常に手近にあり、石を投げつけることは、本能的な民衆の怒りの一般的な表現方法であった^{(77) (78)}。このようにして、石を投げつけることによって、共同体の中にある「悪しきこと」を徹底的に排除・追放することを意味した⁽⁷⁹⁾。

【注】

- (1) 【文献】の《C》【4】p. 142. によれば、犯罪者を処刑する方法として、聖書（すなわち旧約聖書）には、石打刑、火刑、絞首刑（hanging）の三つが、タルムード法には、石打刑、火刑、斬首刑（slaying）、絞殺刑（strangling）の四つがあったと紹介され、その上で、石打刑はおそらく、聖書時代の司法上の処刑の標準的方法であったとされている。
- (2) 【文献】の《C》【5】p.447. 参照。人々が激情にかられて石を投げようとした、あるいは実際に投げつけた例として、出17：4（モーセ）；民14：10（ヨシュアとカレブ）；サム上30：6（ダビデ）；王上12：18（アドラム）参照。
- (3) 【文献】の《C》【5】p.447。
- (4) 【文献】の《C》【6】p.832。
- (5) 【文献】の《C》【7】p.286. しかしながら、【文献】の《C》【6】p.634 によれば、この語は本来アッカド語の「取り除く」「除去する」を意味する語句と密接に関連していたので、「石を投げつけることによって生命を取り去る」という観念から、「人を処刑する」という意味になったことが推測されている。
- (6) 【文献】の《C》【1】413頁。そこの解説をそのまま引用すると、「石打ち刑は、イスラエルおよびユダヤ教において、特定の犯罪に対する死刑の方法であった（ミシュー・サンヘドリン6：1-7, 10）。即ち、姦淫（ヨハ8：5），特に澆神行為（ヨハ10：31,32,33, 11：8）。他に使5：26, 14：19, IIコリ11：25にも。ヘブ11：37では他の処刑方法と並んで言及されている。」
- (7) 【文献】の《C》【1】413頁。そこの解説をそのまま引用すると、「一般的に〈石で

打ち殺す〉の意でマタ 21:35（並行マコ 12:4），使 14:5。石打ち刑（投石による処刑）の意味ではマタ 23:37 並行ルカ 13:34 および—ステファノの処刑について—使 7:58,59。他にヨハ 8:5（→λιθαζωの異読）。獸を殺す方法としてはヘブ 12:20（出 19:13 参照）。」

(8) 申 17:2-7；レビ 20:2-5（モレク神）cf. 出 22:19；申 13:7-10, 14-16（剣で）

(9) レビ 24:14,16,23。

(10) 【文献】の《A》【2】364 頁，注 4 による。

(11) 【文献】の《B》【6】p.167。

(12) レビ 20:27, レビ 20:6, レビ 19:31。なお口寄せ・靈媒に関連して，サウル王が戦闘の前に神意を確かめるために口寄せの女を訪れて，サムエルの靈を呼び出して対話したという興味深いエピソードがサムエル記上 28 章にある。

(13) 安息日には通常の労働が禁止されていた。具体的には，(1) 食事を用意すること（出 16:23），(2) 自分の所にとどまり，その場所から出ること（出 16:29）(3) 火をたくこと（出 35:3），(4) 薪を拾い集めること（民 15:32），ここまでがトーラーに規定されたが，預言書と諸書はさらに詳細な規定を付け加え，それによって(5) 旅行や(6) 商取引（イザ 58:13～14），屋外での荷物の運搬（エレ 17:21～22）等を閉め出した。

しかるに，ネヘミヤがエルサレムで目撃した労働的行為は，①桶の中でぶどうを踏む，②穀物の束，ぶどう酒，ぶどうの実，いちじく，その他あらゆる種類の荷物をろばに負わせてエルサレムに運び入れる，③ティルス人が魚をはじめあらゆる種類の商品を持ち込み，ユダの人々に売っていた。これに対してネヘミヤが取った対応策は，(a) 安息日の間は城門の扉を閉じ，(b) 部下に門を守らせ，(c) 荷物が決して運び込まれないようにし，(d) 商売人たちを戒め，(e) 安息日には来ないようにさせた（ネヘ 13:15-22）。

(14) かくして，安息日についての詳細は，「シャバット」その他において規定され，まず『ミシュナ』としてまとめられ，後に『タルムード』へと集大成された。

「[安息日に禁じられた] 仕事の第一次範疇は四十に一つ足りない。(1) 播種，(2) 耕地，(3) 刈り取り，(4) 取り入れ，(5) 脱穀，(6) 粟殻の吹き分け，(7) 選別，(8) 製粉，(9) 篩い，(10) こねり，(11) パン焼き，(12) 羊毛の刈り取り，(13) その漂白，(14) その梳取り，(15) その染色，(16) 撫糸，(17) 縦糸の装着，(18) 二つのヘドルの目

の装着, (19) 二本の撚糸の機織り, (20) 二本の撚糸の取り外し, (21) [結び目を] 作ること, (22) [結び目を] ほどくこと, (23) 二針の縫合, (24) 二針の縫合のために切り裂くこと, (25) 鹿を罠にかけること, (26) その屠殺, (27) その皮剥ぎ, (28) その塩漬, (29) その皮なめし, (30) それを滑らかにすること, (31) その切断, (32) 二字書くこと, (33) 二字書くために二字消すこと, (34) 建築, (35) 取り壊し, (36) 消火, (37) 点火, (38) ハンマーで叩くこと, (39) [一つの] 領域から [別の] 領域への [物品の] 運搬, 見よ, これらは四十に一つ足りない, 第1次の仕事である。」(『ミシュナ』・「シャバット」論集7:2。【文献】の《D》【1】42頁に基づく。) しかるに, 長窪によると, これらの39の範疇は出35~37章に記されている幕屋の造営およびそれに要した材料の準備や工程に対応しているとされる。そしてこれらの39の範疇は, (1) パン焼きに要する仕事 (1) ~ (11)。 (2) 衣類の製造 (12) ~ (24)。 (3) トーラーの巻物の字を書く仕事 (25) ~ (33)。 (4) 神殿の造営の仕事 (34) ~ (39)。以上の4群から構成されるという。

(15) たとえば、マタ12:14, 26:4；マコ3:6, 11:18, 14:1；ルカ22:2；ヨハ5:18, 10:31, 11:53。

(16) 出31:14, 15; 35:2。

(17) 以上のコメントについては, 【文献】の《B》【2】515頁参照。

(18) その詳細は, ヨシュア記6章に記述されている。

(19) 「金, 銀, 銅器, 鉄器はすべて主にささげる聖なるものであるから, 主の宝物倉に納めよ」(ヨシュ6:19)。

(20) 「イスラエルは罪を犯し, わたしが命じた契約を破り, 滅ぼし尽くしてささげるべきもの一部を盗み取り, ごまかして自分のものにした。だから, イスラエルの人々は, 敵に立ち向かうことができず, 敵に背を向けて逃げ, 滅ぼし尽くされるべきものとなってしまった。もし, あなたたちの間から滅ぼし尽くすべきものを一掃しないなら, わたしは, もはやあなたたちと共にいない。立って民を清め, 『明日に備えて自分を聖別せよ』と命じなさい。イスラエルの神, 主が, 『イスラエルよ, あなたたちの中に滅ぼし尽くすべきものが残っている。それを除き去るまでは敵に立ち向かうことはできない』と言われるからである。」

- (21) ヨシュア記 7:25。「ヨシュアはゼラの子アカンはもとより、銀、上着、金の延べ板、更に息子、娘、牛、ろば、羊、天幕、彼の全財産を取り押さえ、全イスラエルを率いてアコルの谷にそれらを運び」(ヨシュ 7:24), さらに「彼のものを火に焼き、家族を石で打ち殺した」(ヨシュ 7:25) という。
- (22) ヨシュア記 7:26。この石塚は、アカンの罪とその刑罰に対する記念碑であり、同時に後世の戒めとして「今日まで残っている」(ヨシュ 7:26) という。ところで旧約聖書には類似の例として、父ダビデに対して反乱を起こしたアブサロムの死体は「森の中の大穴に投げ込み、その上に石を積み上げて非常に大きな塚を作った」(サム下 18:17) という記事がある(【文献】の《B》【1】386 頁, 池田裕「ヨシュア記」)。
- (23) 申 21:18-21 がそれで、「反抗する息子」という小見出しが付いている。
- (24) 手元の注解書によれば、このような息子を持った父親のみならず、伝統的にイスラエルは強固な家父長制社会であると言わってきたが、母親も公的な役割を担っていたことが示唆されている。さらにこのような息子が家庭内に出現してきた背景について、興味深い指摘がなされている。すなわち、王国の末期にイスラエル社会における家父長制が崩壊しつつあったという見方の他に、社会が急激に国際化を遂げたヨシヤ時代の社会状況からこの事例を理解すべきであるとして、2つの可能性を提示している。少し長いが、全文を引用しておく。「第一は、この息子の母親が外国人妻である場合(21:10-14)。小さな地域共同体で育つ混血児が直面する差別とその苦しみを考えれば、このように想定することに納得が行くのではないか。息子が両親の教え諭しに従わないのは、親の責任だけではない。地域社会の枠からはじき飛ばされた反動で、彼が『放蕩にふけり、大酒飲み』となった可能性を見るべきであろう。事例の設定の仕方から言えば、普通のユダの家庭で育ちながら『放蕩にふけり、大酒飲み』となった息子も、当然この規定の対象に含まれる。第二は、占領地住民の息子で両親に従わず『放蕩にふけり、大酒飲み』である場合。異教の宗教的な慣習が撤廃され、占領地では行政的にヤハウェ宗教以外のものがすべて非合法化されたが、こうした急激な社会の変化に反抗する若者の出現が考えられるからである。このような可能性を考えるのは、当該の息子を処刑すべきだと規定しているからである。」(【文献】の《B》【1】336 頁, 鈴木佳秀「申命記」参照)
- (25) 両親の言うことに従わず、反抗する息子を、それだけの理由で死刑に処するのは厳

し過ぎるのではないか。そのような印象が強いかも知れないが、以下の可能性を考慮しつつその理由を理解すべきであろう。まず、石打刑が科せられるのは本章で検討しているような重犯罪や異教崇拜の場合であり、この問題が占領地住民の同化政策と関連していると判断できる。すなわち、占領地域に派遣された裁判官や役人の職責に「悪を取り除かねばならない」ことが加えられている。同化政策を推し進める際に、不当な差別が行われないように配慮しつつも、イスラエル化を拒絶した者に対する厳しい処罰を規定するものなのである。また、申命記法典は、「父は子のゆえに死に定められず、子は父のゆえに死に定められない。人は、それぞれ自分の罪のゆえに死に定められる。」(24:16)と述べて、家族の連帯責任を求めずに、当の息子だけを処罰させているが、両親には告発の義務を課して、行政における厳しい姿勢を示している。さらに、「全イスラエルはこのことを聞いて、恐れを抱くであろう」という帰結に、国家による統制的一面をのぞかせ、ヤハウェ主義に従わない住民は、国家に対する忠誠を疑われたからである（【文献】の《B》【1】336-337頁、鈴木佳秀「申命記」参照）。

(26) 申 22:13-21 がそれで、「処女の証拠」という小見出しが付いている。

(27) 従来この記事は男性の立場から読まれてきた。すなわち、ある人が妻を娶ったが、後に彼女を嫌い、離婚のための口実に「彼女には処女の証拠がなかった」と非難するならば、娘の両親は処女の証拠の布を町の長老たちに提出して、男の非難は虚偽であることを証明し、それが認められたならば、虚偽の非難をした男は、(a) 鞭で打たれる、(b) 罰金として銀百シェケルを娘の父親に渡さねばならない、(c) 娘を妻として処遇し、(d) 生涯離婚することが出来ないものとされた。しかし、男の申し立て通りもし「処女の証拠」がなかったり、証拠が認められないならば、娘は処女ではなかったということになり、石で打ち殺されることになった。後述3.3及び注（51）参照。

(28) 「父の家で姦淫を行って」とは、換言すれば、婚姻に先立っての意味である。（【文献】の《B》【8】p.206）

(29) 申命記 22:21。ここで言われている「愚かなこと」（岩波訳では「恥すべきこと」）については、原語の **הַלְכָנָה** は、神関係、人間関係、社会秩序を崩壊させるようなゆゆしき犯罪行為を指すものとされ（【文献】の《A》【3】352頁注3による），しばしば強姦・レイプや姦淫のような性的犯罪に言及している（創 34:7；士 20:6, 10；サム

下 13：12；エレ 29：23）。それは、時々その行為がイスラエル人たちの間で起こったという憤りを示しながら、また別の場合には、その行為が「イスラエルでは許されないこと」（サム下 13：12）というイスラエル人たちの基準の侵害であることを特徴づけながら、しばしば「イスラエルの中で」が続く。その句は、イスラエルの民族的性格の特徴として、性道徳の重要性を表明している。（【文献】の《B》【8】p.206）。

(30) 「悪を取り除く」 **רָעַתְּנֵנָה בְּעֹלֶב** この表現は、犯罪を罰する命令の終わりに数回現れる。一つを除き他のすべてのケースでは、それは死刑に言及する。それは、刑罰は人々の真ん中から明白な悪を取り除くという見解を表明する（申 17：7， 12；19：19；21：21；22：21， 22， 24；24：7を見よ。）。「取り除く」 **רָעַב** と描写された動詞の正確な意味は明らかでない（比喩的な意味の「燃やす・焼く」が可能性がある）。しかし、その言外の意味は、王上 14：10 に「人が汚物を徹底的にぬぐい去るように、わたしはヤロブアムの家に残る者をぬぐい去る」と生き生きと説明されている（【文献】の《B》【8】p.131）。

(31) たとえ女性であっても、「父の家で姦淫を行った」ような親不孝娘は、上述の反抗的な息子に対するのと同じように石打刑が行われた（【文献】の《B》【8】p.206）。しかしながら、この申 22：20-21 に記述された律法規定が「ある男がまだ婚約していない処女の娘に出会い、これを捕らえ、共に寝たところを見つけられたならば、共に寝た男はその娘の父親に銀五十シェケルを支払って、彼女を妻としなければならない。彼女を辱めたのであるから、生涯彼女を離縁することはできない。」（申 22：28-29）や「人がまだ婚約していない処女を誘惑し、彼女と寝たならば、必ず結納金を払って、自分の妻としなければならない。もし、彼女の父親が彼に与えることを強く拒む場合は、彼は処女のための結納金に相当するものを銀で支払わねばならない。」（出 22：15-16）という記述と明白に矛盾しているとの指摘がある。すなわち、【文献】の《B》【8】の補説 20：「婚姻前の不貞の告発」がそれである。全文を引用すると非常に長くなるので、概要を提示すると、次のようになる。

「婚姻前の不貞の告発についての律法（申 22：13-22）には、いくつかの不可解な点が見出される。前半部（申 22：13-19）は、花嫁の両親が、婚姻が完了したときに血で染みついた布を提出することによって、夫の嫌疑に反証している。しかし、そのような

布は、中世の注解書やタルムードにおいて認識されていた如く、妻やその両親によって、容易に偽造することができた。他方、後半部（申 22：20-21）は、血の染みた布の欠如は妻に有罪を宣告するに十分であることを暗示している。このことは、犯罪の有罪判決と処刑のためには二人の証人が要るという通常の必要条件（申 17：6；19：15）を無視しているように思われる。また、必ずしも全ての処女が無傷の処女膜を持っているわけではなく、あるいは彼女たちが性関係を持った最初に出血するわけではないという事実をも見落としている。この事実は、タルムードにおいてもまた認識されている。さらに、律法は処女の婚前交渉を死刑に相当する罪として扱っているが、申 22：23-24 や出 22：15-16 は、そのような不品行は彼女が婚約をしている場合にだけ要求されることを示している。これらの難点を踏まえて、後の法規の釈義は、妻に処女の証拠がなかったと主張する夫は、事實を詳細に調査し、妻が、彼と婚約した後に、別の男と性関係を持ったということを他人から知ったこと。彼女がまさに罪を犯そうとしたことを見、死刑に相当する罪を犯そうとしているのだと彼女に警告したことを証言する二人の証人を見つけ出さねばならないこと。両親は、この証言が信頼できないものであるとする証拠を提出することによって、その嫌疑に反証することが出来るようにした。またタルムード時代の何人かの権威者たちは、布を文字通りに解釈したけれども、法規は、「布」は告発側の証人に反撃する被告側の証人によって提供された証拠を象徴するものであるという見解を採用し、事実は「布のようなもの」と説明・展開された。さらに律法は、婚約前にその処女性を失う女性たちの裁判による刑罰を要求していない（出 22：15-16；申 22：28-29）けれども、一般大衆の感情は、もし彼女たちが処女を失い、その後虚偽表示をして婚姻したならば、彼女たちの処刑を要求していた。それ故、これらの女性たちを一般大衆の感情から保護するために立案がなされた。そこで反証を挙げることが容易な告発を夫にさせ、それにより夫が自らを刑罰に晒すことになるので、夫に告発を思いとどまらせるようにした。

また何人かの学者は、メソポタミアの契約や法律の資料集成にある一定の厳しい刑罰は、それらを実際に実行するという何らの意図もなく、単に抑止力として「脅迫的な」ことを意味するに過ぎないと推論している。この理論は、反抗的な息子についての律法は、実施されないで、単に教育的目的のためにあったというラビの見解に似ている。そ

れゆえ、当面の律法の申 22：20-21 も施行を意図したものではなく、婚姻前の性的交渉を非難し、かつそれに関与することを思い止まらせるという目的があったと推論した。非処女の花嫁は処刑され得るということをほのめかすことによって、不貞な娘に警告する際に両親に有利な情報を提供する。同じように、反抗的な息子に対して、両親が警告するに際して、申 21：18-21 を用いることが出来たという。このことは、なぜ前半部で、夫の偽りの告訴に対して彼を処刑しないのかを説明することが出来る。彼の妻が有罪を宣告されて、本当に処刑に直面するのならば、もし彼の告訴・告発が偽りであることが証明された場合、申 19：16-19 によって彼を処刑することを要求するであろう。妻が偽りの証拠をねつ造して有罪判決を逃れるかも知れないということは、抑止効果が削減されるかも知れないというのは事実であろう。それにも拘らず、律法はなお抑止的な効果を持ち続けた。そして婚約中の姦淫だけが、2人の証人の証言によって処刑されていった。」（【文献】の《B》【8】pp.476-477）

(32) イズレエル (Jezreel) は、イサカルの町でギルボア山の麓にあった（ヨシュ 19：18 他）。ソロモンの第五区行政区（王上 4：12）。アハブはここに宮殿を建て（王上 18：45；王上 21：1），その一族はここで殺害された（王下 10：7， 11）。（【文献】の《C》【2】51-52 頁）

(33) アハブ (Ahab) 王は北王国イスラエルの第七代の王（前 874～852 年在位）。サマリアを美化し、象牙造りの宮殿を建てた（王上 22：39）。彼は王妃イゼベルの勢力に屈し、ティルスの主神メルカルト（聖書ではバアル）の礼拝を導入した（王上 16：31）。イスラエルの地方的バアルと異なり、このバアルは世界的な神であったため、これを受け入れることは正面切ってイスラエルの神ヤーウェを拒絶することであり、イスラエルの眞の信仰にとって、早期の地方的バアル礼拝よりもさらに大きな危険性を持つものであった。このゆえに、エリヤから激烈な反対を受けた。アハブは性格が弱く、意志の強いイゼベルに影響されるところが多かった。ナボトを法の手続きにより謀殺し、そのぶどう畑を奪ったのはその一例である（王上 21：1－16）。（【文献】の《C》【2】21 頁）

(34) 列王記上 21：3。

(35) イゼベル (Jezebel) は、シドン人の王エトバアルの王女で（王上 16：31）北王国イスラエルの王アハブの王妃となった。彼女は自国の宗教であるバアル礼拝をアハブ

46 古代イスラエルにおける死刑考—石打刑—

の宮殿に導入した。彼女は専制君主制のもとに育ったので、その思想と行動とはイスラエルの王制と相容れぬものがあり、その強引なバアル礼拝勵行と、ナボトの所有の先祖伝承のぶどう畠強奪により、預言者エリヤと激突した（王上 18：17-40、王上 21：1-16）。彼女はついにイエフによって惨殺された（王下 9：30-）。（【文献】の《C》【2】52 頁）

(36) 列王記上 21：7。

(37) 断食の布告により、非常に重大な犯罪があったことを人々に信じさせようとしたことが示唆されているが（【文献】の《B》【3】441 頁），何を理由に断食を布告したのか。大きな災いが起こって、その原因が究明されねばならなかったのか。そして、その原因はどのようにしてナボトの神と王に対する冒涜の罪に帰したのか。王に対して、農民の嗣業の権利などに固執すれば、一体どんな罰がふりかかってくるかわからない。ナボトの町の人々は、共同体の根底を破壊するイゼベルの行為に戦慄を禁じえなかつたであろう、と同情している（【文献】の《B》【3】629 頁）。

(38) 偽証言の内容もまた極めて悪辣なものであり、「神と王とを呪った」という言葉遣いなどは、古代からユダヤ人の間ではタブーと考えられた。事実、ヘブル語本文で「呪う」という語は神について使用すべきでないという伝統的敬虔主義の立場から、「祝福する」（ברך）という語に置き換えられているくらいである（【文献】の《B》【3】441 頁）といふ。

(39) 石打刑は、神の御名を冒涜する者に対して定められていた（上述 3.2.2；レビ 24：14 参照）。

(40) 列王記上 21:11。すなわち、イゼベルの手紙の指示通りに、断食の布告、ナボトの出廷、偽証人の証言、そしてナボトの処刑と、すべてが実行に移され、処刑の完了報告がイゼベルに告げられた。さらにその土地が後にナボトの息子たちによって取り戻される可能性を断つために、彼の息子たちも処刑されたと考えられる、とも注記している。（【文献】の《B》【3】441 頁）

(41) 「人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する者は姦淫した男も女も共に必ず死刑に処せられる。」（レビ 20:10）や「男が人妻と寝ているところを見つけられたならば、女と寝た男もその女も共に殺して、イスラエルの中から惡を取り除かねばならない。」（申

22：22）は、姦通のケースにおける原則を述べている。なお女が婚約している処女の娘であった場合、その女は人妻と同様に考えられた。なぜなら婚約は、花嫁の値を新郎側が新婦側に支払われる時点で成立するとみなされたからである（創34：12；出22：15-16；サム上18：25等参照）。（【文献】の《A》【3】352頁注5による）

（42）その理由について、ヨセフスは次のように述べている。「なぜなら男は、女を口説いて誠実な結婚生活よりももっとも屈辱的な行為にしたがうようすすめたことによって、また女は、悦楽や利得のために〔男の〕乱暴に身を委ねたことによって、ともに同罪だからである」（「ユダヤ古代誌」IV-251）（【文献】の《E》【1】208頁）。

（43）男女が町の中で出会った場合について、申命記22：23-24は「ある男と婚約している処女の娘がいて、別の男が町で彼女と出会い、床を共にしたならば、その二人を町の門に引き出し、石で打ち殺さねばならない。その娘は町の中で助けを求めず、男は隣人の妻を辱めたからである。あなたはこうして、あなたの中から悪を取り除かねばならない。」と規定している。これは、もしその行為が町で行われたならば、彼女は進んでいたことが推定される。なぜなら、そうでなければ彼女は助けを求め、それは聞かれたはずだからであると注解書はコメントしている（【文献】の《B》【8】p.207）。

（44）他方、男女が野で出会った場合について、申命記22：25-27は、「もしもある男が別の男と婚約している娘と野で出会い、これを力ずくで犯し共に寝た場合は、共に寝た男だけを殺さねばならない。その娘には何もしてはならない。娘には死刑に当たる罪はない。（中略）男が野で彼女に出会い、婚約している娘は助けを求めたが、助ける者がいなかったからである。」と規定している。このように通行人もまばらな広々とした野原では、助けを求める叫び声は恐らく聞かれず無視されたであろう。それゆえ、彼女は疑わしい点を有利に解釈してもらい、助けを求めて叫んだと推定された（【文献】の《B》【8】p.207）。同趣旨の規定はヒッタイト法197条にも見ることが出来る（【文献】の《F》【1】398頁）。

（45）フィロ、ヨセフス、それにハラハの資料は、このガイドラインを完全なものとはみなしていない。すなわち、町中であれ、いなかであれ、彼女を救うことの出来た者は誰もいなかったという証拠、彼女が抵抗した証拠、あるいはもし彼女が抵抗したならば彼女の生命が脅かされたという証拠があれば、無罪を立証するであろう。そのような証拠

を提出できない場合あるいはそれとは反対の証拠の存在は、有罪を立証するであろうと考えた（【文献】の《B》【8】pp.207-208）。特にフィロについては、【文献】の《E》【3】参照。

(46) 一般的に近東の諸法は、既婚女性の代わりに、申命記のように、婚約中や未婚の処女に関連してレイプの問題を取り扱う傾向があるとして、エシュヌンナ法 26 条やハンムラビ法 130 条が例示されている。その理由は経験によるものかも知れない。なぜなら、少女たちは比較的若くして（多くは恐らく彼女たちの 15 歳から 17 歳までに）結婚するので、婚約中や未婚の処女たちは通例未成年者であり、故意に性的経験を求めるることは、性的により成熟していた既婚の女性ほど可能性が高くなかった。それゆえ、婚外の性に関与した者について、強要される可能性が最も高かったのは、婚約中や未婚の処女たちであった。またそれらを扱う律法は、同意の問題を決めるためのガイドラインをその中に提示するより自然な文脈であったと注解書はコメントしている（【文献】の《B》【8】pp.207-208）。

(47) 角で突く癖のある牛については、エシュヌンナ法 54-55 条やハンムラビ法 250-252 条でも規定されている。エシュヌンナ法はケース（2）と（3）だけしか扱っていないが、ハンムラビ法は三つのケース全てを扱っており、出エジプト記と同じ順序のを含んでいる。聖書法を含むこれら三つの法文は、全て共通して一般的原理を共有している。すなわち角で突く癖のある牛について正当に警告された所有者は、その牛を監視する責任を負っている。しかしそれ以上のことについては、メソポタミア法と聖書法とでは扱い方にかなりの違いがある。エシュヌンナ法とハンムラビ法はもっぱらケースの経済的側面に关心があり、出来事それ自体は比較的小さな事件として扱われる。たとえばエシュヌンナ法は、人を殺した牛の予め警告された所有者に、誰かある人の指を切り落とした犯罪に対するのと同じ刑罰を科している。どちらの法集成も牛に対する法的措置を取っていない。またハンムラビ法は、牛が初めて人を殺した場合を起訴可能な犯罪とすることをはっきりと否定している（250 条）。これに反して、出エジプト記におけるケースの取り扱いは、全く宗教的かつ道徳的配慮に基づいている。その律法は人を角で突く癖のある牛を、過去の歴史がどうであれ、石で打ち殺すことを要求し、またその肉を食べることも禁止している。もしその所有者が予め警告されていたならば、彼は死刑に値

するものとみなされる。メソポタミアの二つの法集成は、男性を角で突いたケースだけに言及しているのに対し、犠牲者の性別は重要でなかった。（【文献】の《B》【5】pp. 127-128.）

(48) 神の顕現する場所は聖なる所であり、それを犯すことは神を犯すことである。したがって聖域は厳密に定められ、一般人がそれに触れてこれを犯すことはタブーであった（サム下 6：6-8；歴上 13：9-10 参照）。（【文献】の《B》【1】154 頁、大野恵正「出エジプト記」）

(49) このように石打刑を「宿営の外」（レビ 24：14, 23）あるいは「町の外」（王上 21：10, 13）で執行するのは、(1) 直接的な接触によって、あるいは死体と同じ屋根の下にいることによって（民 19：11, 14；cf. 出 19：13），伝染させられる死体の儀礼的な汚れを避けるために、あるいは(2) 血を流すこと及びそれに続く血の罪を避けるためであったとされている（創 9：5-6；民 35：33）。（【文献】の《B》【7】p.126）。

(50) ここに「町の門」とあるのは、聖書の他の事例を考慮して「町の門の外側」を意味するかも知れないと推測している。（【文献】の《B》【8】p.163）

(51) 「父親の家の戸口」というのは彼女の処罰のためにはふさわしい場所である。なぜなら、この文章の中で文字通りに「彼女は父の家で姦淫を行って」と言っているからである。この場所で娘が処刑されることは、慎み深い娘を育てることに失敗した父親に対する共同体の非難の気持・不満をも表明している。なお類似の例は、ハンムラピ法 22 条に見ることができる。そこでは、家に押し入った男は、彼が行った侵害の前で処刑されることになっていた。さらに注目すべきは、たとえ彼女が夫と共に別の町に住んでいるとしても、石打刑は花嫁の町で行われる。なぜなら、処刑は彼女の父の家の前で行われなければならないからである。従って石を投げるのは彼女の実家のある「町の人たち」ということになる（【文献】の《B》【8】p.206 参照）。

(52) 同じ表現である「共同体全体」は民 15：35-36 にも見える。他方、同趣旨の表現である「町の住民は皆」（申 21：21）や「町の人たち」（申 22：21）も石を投げつけた。

(53) これについては「死刑の執行に当たっては、まず証人が手を下し、次に民が全員手を下す」（申 17：7）と規定されている。なお、ここに「死刑に処せられる」とは、人の手で処刑されることを意味するという（【文献】の《B》【6】p.136）。

(54) これについては「死刑に処せられるには、二人ないし三人の証言を必要とする。一人の証人の証言で死刑に処せられてはならない。」(申 17:6) と規定されている。

(55) 原告・証人が最初に石打刑の石を投げる通常の場合(申 17:7)とは異なって、この場合、両親が処刑に参加するとは言われていない。おそらくこれは両親がその息子たちに対して生殺与奪の権限を持っていないこと。また不服従が共同体の安定を脅かすゆえに、共同体は概して不服従の息子に対して激怒していることを示しているけれども、両親を処刑に参加させないことは、共同体の感受性から來ているのであろうと述べている(【文献】の《B》【8】p.197)。

(56) 本稿の 3. 2. 2 本文参照。

(57) 本稿では死刑とその類型の一つとしての石打刑に焦点を当てたために、審理の過程についての考察を省いてしまったが、同じミシュナ・サンヘドリン 6:1 には「またもし有罪判決を受けた者が独り言で「私は私の無罪放免のために多少言いたいことがある」と言うならば、彼らは、彼の言葉にいやしくも実質・真実味があるならば、たとえ四回でも五回でも、彼を連れ戻さなければならない。その後もし彼らが彼の無罪を見出したならば、彼らは彼を釈放した。」とあって、審理は慎重の上にも慎重に進められたことが窺える。なお、有罪を宣告された者が再審理を要求したとき、その最初の二回だけは彼を法廷に連れ戻すが、三回目とそれ以降の要求については、その都度二人の賢人が指名されて、まず彼の供述が吟味され、彼の言い分がさらに聴取されるべきかどうか決定された(【文献】の《D》【3】p.261 M.6:1 の注 10)。

(58) 処刑の場所にそれよりも近くなると、彼の心を大変不安にする・かき乱すので、彼の告白が混乱する・動搖するかもしれない。1 キュビトは約 56.1 cm(【文献】の《D》【3】p.262 M.6:2 の注 1)。

(59) あの特定の罪と、それと共に他の罪に関する告白を迫った(【文献】の《D》【3】p.262 M.6:2 の注 3)。

(60) 生殖器を被うための腰布は残していた。それから両手を縛った(【文献】の《D》【3】p.263 M. 6 : 3 の注 2)。

(61) 礼儀をわきまえて外陰部を露出しないために(【文献】の《D》【3】p.263 M. 6 : 3 の注 4)。

- (62) 彼の意見は却下・否決された（【文献】の《D》【3】p.263 M. 6:3 の注 5）。
- (63) 6 キュビト（【文献】の《D》【3】p.264 M. 6:4 の注 1）。
- (64) それは彼が死んでしまったかどうかを確認するためであったという。（【文献】の《D》【2】p.594, 【文献】の《D》【4】p.191 による。）
- (65) すなわち、一撃と落下で直ちに。（【文献】の《D》【3】p.264 M. 6:4 の注 5）
- (66) 実際その石は大変重かったので（実際その石は、二人の男がやっと持ち上げられる程の重さがあった。バビロニア・タルムード 45a [【文献】の《D》【5】p.295 注 7] 参照），二人の証人は有罪を宣告された者の上にそれを持ち上げて、第 2 の証人はそれを落とすことで死に至らしめる責任があった（【文献】の《D》【3】p.264 M. 6:4 の注 8）。
- (67) 彼の意見は却下・否決された。（【文献】の《D》【3】p.264 M. 6:4 の注 14）
- (68) 悪人の死体は善人の死体の傍にはただちに埋葬されず、またなおもっと悪名高いものとの傍にも埋葬されない（【文献】の《D》【3】p.265 M. 6:5 の注 8）。
- (69) すなわち、憎悪もなければ、敵意もない。（【文献】の《D》【3】p.266 M. 6:6 の注 7）
- (70) しかし、もちろん彼らは自尊心から実際にはそのようには言わなかつた。（【文献】の《D》【3】p.266 M. 6:6 の注 6）
- (71) すなわち、7 日間の服喪を遵守しなかつたし、彼らの服を切ったりしなかつた。ミシュナ「モエド・カタン」3:7ff. 参照。「悪人の破滅は嬉しい知らせであつて、悲嘆ではない。」（【文献】の《D》【3】p.266 M. 6:6 の注 8）
- (72) 彼らの顔付きは悲嘆に暮れている。（【文献】の《D》【3】p.266 M. 6:6 の注 9）
- (73) それにもかかわらず、人は邪悪な者どもの死に際して密かに喜んではならない。なぜなら神は悪人の死を喜んでいないからだ。「メギラー」10b 参照。（【文献】の《D》【3】p.266 M. 6:6 の注 10）
- (74) 【文献】の《B》【6】p.167.
- (75) 例えば、レビ 18:24-30; 20:22; 申 4:25-27; ヨシュ 7:1-12; 王下 17:7-23; エレ 17:21-27 参照。（【文献】の《B》【8】pp.367-368 注 36）
- (76) 処刑に共同体の住民全てが参加することは、彼らに同じ犯罪を犯そうとすることを抑制するだろう。また処刑のニュースは、共同体の残りの者たちに同じ効果をもたらすだろう。申命記はそんなにしばしば清浄効果については指摘しないけれども、刑罰の抑

止的効果を指摘しているという（【文献】の《B》【8】p.133）。

(77) 出 17:4; 民 14:10; サム上 30:6; 王上 12:18 参照。（【文献】の《B》【8】p.368
注 37）

(78) 【文献】の《B》【8】p.133.

(79) 聖書に現れる「惡を取り除く」という表現については、上記（30）を見よ。

第4章 結びにかえて

「ヨハネによる福音書」のいわゆる「姦通の女」の記事を手掛かりに、聖書における「死刑」に相当する犯罪の類型や刑罰についても若干の考察を進め、「姦通の女」を処刑する方法としての「石打刑」について前章**3. 1. ~ 3. 6.** で検討を加えた。

しかしながら、古代イスラエルの刑罰についての考察は、決して網羅的なものではなく、また本来ならば考察すべき範囲内にあったかも知れないが、検討の過程で深く突き込んだ考察を断念し省略してしまったケースもある。例えば、祭司の娘が遊女となった場合、彼女についても父を汚すことについては、**3. 2. 6** 「両親への不服従」の第2番目のカテゴリーと同じ範疇に入るはずなので、彼女に対する処刑方法は石打刑かと思われる所以であるが、そうではなく焼き殺すことが命じられている場合（レビ 21:9）⁽¹⁾ がそれである。一方、**3. 2. 10** 「神が顕現する山に近づき過ぎた人や家畜」では、「石で打ち殺すか、矢で射殺さねばならない」（出 19:13）と、石打刑と矢での射殺刑の選択的処刑方法が予定されているものの、こうした規定の存在を指摘しておいただけで、なぜそのような規定がなされたのかという検討は断念してしまった⁽²⁾。さらには、石打刑についての本稿**1.** で取り上げた「ヨハネ福音書」の記事でも話題になった姦淫・姦通に関する規定に、「姦淫の疑惑を持たれた妻の判決法」という非常に興味深い記事が民数記 5:11 ~ 31 にあるが、これらのうち特に最後の「姦淫の疑惑を持たれた妻の判決法」やそれに関連する事項についての検討は、興味深い問題点を含んでいると思われる所以、近い将来取り組みたい課題である。

【注】

- (1) レビ 21:9 には「祭司の娘が遊女となって、身を汚すならば、彼女は父を汚す者であるから、彼女を焼き殺さねばならない」と記されて、遊女となって身を汚した女と結婚してはならないとされた（レビ 21:7）祭司の娘が、その遊女となって祭司である父親の神聖な任務を汚すものと考えられたゆえに、娘は焼き殺されるとされた。その理由付けについては、創 38:24 のタマルの例を引いて、重大な性的犯罪の場合に科される慣習であったとする説（【文献】の《B》【6】p.144）と、それに関連して、焼き殺されるのは身体は損なわれないで「たましい」だけを焼き尽くすためと考える説（【文献】の《D》【6】pp.387-388），さらにはまず石打刑に処せられ、次いでその死体が焼かれたと考える説（【文献】の《B》【9】p.1148）などさまざまである。なお、祭司の娘は上述の通り焼き殺されるが、相手の男の処置については対応が分かれた。すなわち、当該「娘」が既婚者なら絞殺刑、また未婚だが婚約しているならば石打刑であったという（【文献】の《D》【5】p.303 注（3））。
- (2) 十分な時間的余裕が取れなかつたために、手元にはない膨大な聖書注解書を渉猟して、ここで特に矢での射殺刑が置かれている理由を追究することを断念した。

【引用・参照文献一覧】**《A. 聖書》**

- 【1】『聖書 新共同訳』日本聖書協会、1999年。なお引用した各「書名」とそれを省略した場合の（省略表記）は以下の通りである。「創世記」=（創）、「出エジプト記」=（出）、「レビ記」=（レビ）、「民数記」=（民）、「申命記」=（申）、「ヨシュア記」=（ヨシュ）、「士師記」=（士）、「サムエル記上」=（サム上）、「サムエル記下」=（サム下）、「列王記上」=（王上）、「列王記下」=（王下）、「歴代誌上」=（歴上）、「歴代誌下」=（歴下）、「ネヘミヤ記」=（ネヘ）、「イザヤ書」=（イザ）、「エレミヤ書」=（エレ）、「エゼキエル書」=（エゼ）、「マタイによる福音書」=（マタ）、「マルコによる福音書」=（マコ）、「ルカによる福音書」=（ルカ）、「ヨハネによる福音書」=（ヨハ）、「使徒言行録」=（使）、「コリントの信徒への手紙一」=（Iコリ）、「ヘブライ人への手紙」=（ヘブ）,**
- 【2】木幡藤子・山我哲雄訳『旧約聖書Ⅱ出エジプト記・レビ記』岩波書店 2000年**

【3】山我哲雄・鈴木佳秀訳『旧約聖書Ⅲ民数記・申命記』岩波書店 2001 年

《B. 聖書注解書》

【1】高橋虔／B. シュナイダー監修『新共同訳旧約聖書注解 I』日本基督教団出版局 1996 年

【2】『新聖書注解 旧約 1』いのちのことば社, 昭和 51 年

【3】『新聖書注解 旧約 2』いのちのことば社, 昭和 52 年

【4】高橋虔／B. シュナイダー監修『新共同訳新約聖書注解 I』日本基督教団出版局 1991 年。

【5】Nahum M. Sarna, *The JPS Torah Commentary: Exodus*, Jewish Publication Society, 1991.

【6】Baruch A. Levine, *The JPS Torah Commentary: Leviticus*, Jewish Publication Society, 1989.

【7】Jacob Milgrom, *The JPS Torah Commentary: Numbers*, Jewish Publication Society, 1989.

【8】Jeffrey H. Tigay, *The JPS Torah Commentary: Deuteronomy*, Jewish Publication Society, 1996.

【9】Walter C. Kaiser, Jr., *Leviticus, The New Interpreter's Bible*, vol. I, Abingdon Press, 1994.

【10】Cail R. O'Day, *The Gospel of John, The New Interpreter's Bible*, vol.IX, Abingdon Press, 1995.

《C. 聖書辞典他》

【1】『ギリシア語新約聖書釈義事典 II』教文館 1994 年。

【2】木田献一他監修『新共同訳聖書辞典』キリスト新聞社, 1995 年。

【3】木田献一・山内眞監修『新共同訳聖書事典』日本キリスト教団出版局, 2004 年。

【4】'Capital punishment' in *Encyclopaedia Judaica*, vol. 5, 1972.

【5】'Stoning' in *Interpreter's Dictionary of the Bible*, vol. 4, Abingdon, 1962.

【6】*Theological Wordbook of the Old Testament*, 1980.

【7】*New International Dictionary of Old Testament Theology & Exegesis*, Vol. 3, 1997.

【8】Brown, Driver, Briggs, *Hebrew and English Lexicon of the Old Testament*, Oxford,

1953.

《D. ミシュナ&タルムード》

- 【1】長窪専三・石川耕一郎訳『ミシュナ II モエード』教文館 2005 年。
- 【2】Neusner, J., *The Mishnah: A New Translation*, Yale University Press, 1988.
- 【3】Blackman, P., *Mishnayoth*, Vol. 4, Judaica Press, 1983.
- 【4】Neusner, J., *The Halakhah: An Encyclopaedia of the Law of Judaism*, Vol. III , Brill, 2000.
- 【5】Epstein, I., *The Soncino Talmud, Seder Nezikin Vol. 3*, Sanhedrin, Soncino Press, 1935.
- 【6】Epstein, I., *The Soncino Talmud, Seder Mo'ed Vol. 2*, Pesahim, Soncino Press, 1935.

《E. 古代史料》

- 【1】ヨセフス／秦剛平訳『ユダヤ古代誌III—IV』山本書店 1983 年。
- 【2】Pritchard, *Ancient Near Eastern Texts relating to the Old Testament*, 3rd ed. with supplement., 1969.
- 【3】Philo, The Special Laws, III 77-78 in *The Works of Philo: Complete and Unabridged in One Volume, New Updated Edition (Translated by C. D. Yonge)* , Hendrickson, 1993.

《F. 古代法》

- 【1】原田慶吉著『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房, 昭和 42 年。
- 【2】佐藤信夫著『古代法—ハンムラビ法典楔形文字原文の翻訳と解釈』慶應義塾大学出版会, 2004 年。

《G. 古代物語》

- 【1】矢島文夫訳「ギルガメッシュ叙事詩」杉勇編『古代オリエント集』世界文学大系 1 , 筑摩書房, 昭和 53 年。
- 【2】月本昭男訳『ギルガメッシュ叙事詩』岩波書店 1996 年。